

消 防 予 第 96 号
平成 31 年 3 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインの改訂について

消防法令上、自衛消防組織の設置及び防災管理業務の実施が義務付けられる防火対象物における消防計画作成の手引きとして、「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインについて（平成 20 年 10 月 21 日付け消防予第 272 号）」を通知し、各消防本部において、当該ガイドラインを参考として、消防計画の作成指導をしていただいているところです。

また、大都市においては、①高さが 100m を大きく超える超高層の建築物、②延べ面積が 100,000 m² を大きく超える建築物や、在館者が超多数（数千人や数万人規模）となる建築物、③大規模、高層の建築物が地下部分や駅施設等を介して複雑に接続され、超大規模な建築物群を形成しているもの等、超大規模化、超複雑化した防火対象物（以下「超大規模防火対象物等」という。定義は下記第 1 の 1 を参照。）が出現しています。超大規模防火対象物等の多くは、建物に不案内かつ多様な在館者が多数利用する大規模な集客施設となっており、火災時や地震時の安全性を確保するため、当該対象物におけるハード面の対策の状況に応じ、自衛消防組織の活動を特に有効に機能させることが必要となります。

このような状況を踏まえ、消防庁において、「超大規模防火対象物等における自衛消防活動のあり方に関する検討部会（部会長：東京理科大学総合研究院 小林恭一教授）」（以下「検討部会」という。）を開催し、超大規模防火対象物等における自衛消防活動の運用実態の把握、課題の整理及び実効性を向上させる方策について検討を行いました。検討の結果、超大規模防火対象物等においては、自衛消防組織の本部隊を対象としたシナリオ非提示型図上訓練の実施が特に望ましく、当該訓練の実施要領を「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン」（平成 20 年消防庁）（以下「ガイドライン」という。）に定める旨の提言がなされたところです。

今般、検討部会の提言を踏まえ、ガイドラインの本文の第 3（別添参照）に超大規模防火対象物等におけるシナリオ非提示型図上訓練の実施要領を記載するとともに、当該訓練のシナリオの一例や超大規模防火対象物等における課題や課題解決に向けた先進的な事例等を別冊 6～8 として追加したほか、大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会報告書（平成 24 年 2 月消防庁）等の過去の関連する検討結果をガイドライン本文、別冊 4 及び 5 に適宜反映しました。

つきましては、下記に留意の上、改訂したガイドラインを超大規模防火対象物等の施設関係者に周知するとともに、当該施設関係者に対する訓練指導等の機会を捉えて、

当該ガイドラインに基づくシナリオ非提示型図上訓練の実施を促進していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 超大規模防火対象物等に対する訓練の充実強化方策について（ガイドラインの本文の第3、別冊6～8関係）

1 超大規模防火対象物等とは

「超大規模防火対象物」及び「大規模、高層の建築物が地下部分や駅施設等を介して複雑に接続された超大規模な建築物群」のことをいい、「超大規模防火対象物」とは、自衛消防組織の設置義務対象のうち、以下の全てに該当する防火対象物とする。

- (1) 不特定多数の者が利用する特定防火対象物（競技場、商業施設、ホテル等）
駅舎、空港
- (2) 収容人員が10,000人以上
- (3) 高さが200m以上又は延べ面積が200,000 m²以上

2 シナリオ非提示型図上訓練の実施対象

特に超大規模防火対象物等においては、シナリオ非提示型図上訓練を実施することが望ましい。

また、自衛消防組織の設置義務がある大規模防火対象物においても、当該防火対象物の態様を勘案し、必要に応じてシナリオ非提示型図上訓練の実施を検討することが望ましい。

3 シナリオ非提示型図上訓練の実施等について

(1) 目的

超大規模防火対象物等における火災や地震発生時の自衛消防活動を適切に行うためには、自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力等の向上が重要だが、当該対象物が大規模であることや在館者が多種・多数であることから全館を挙げての訓練の実施は困難な状況である。

そこで、実災害に近い場面を想定して、訓練参加者が与えられる役割で災害を模擬的に体験し、付与される災害状況に応じた状況判断を行うシナリオ非提示型による図上訓練を行い、自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力等を向上させることとする。

(2) 実施内容

ア 自衛消防組織の本部隊（プレイヤー）と進行を管理するコントローラーとに分かれ、予想される災害時の状況、事案等を記した訓練シナリオ（状況付与）に沿って進行する。

イ 進行管理者（コントローラー）は時間を追って、仮想の被害状況を訓練参加者（プレイヤー）に提示（状況付与）し、訓練参加者（プレイヤー）は、提示される状況を受けて、与えられた役割に応じて対応活動を行う。

ウ 訓練目標を明確にした上で、訓練参加者の訓練や災害対応の経験等を十分に踏まえ訓練施設の実態に即した超大規模防火対象物等に特有の要素を盛り込んだ訓練シナリオを作成する。

エ 現実的に発生し得る大人数の避難の可能性のある災害・被害（シビアアクシデント）を想定する。

オ 訓練実施後、自衛消防組織の本部隊（プレイヤー）とコントローラーの間で、プレイヤーの対応について検証を行う。

(3) 訓練参加者

自衛消防組織の本部隊において、本部隊隊員や地区隊隊員を指揮する立場の者をプレイヤーとする。また、各施設の実情に応じて、指揮を補佐する立場の者をプレイヤーとして参加させたり、地区隊の隊長（本部隊の隊員が代役することも可能）をコントローラーとして参加させたりすることが望ましい。

(4) 実施場所

より実践的な訓練とするため、基本的には、実際の災害対応をイメージしやすい防災センターで実施することが望ましい。ただし、防災センターの業務に大きな支障が出る場合は、会議室等で実施する。

(5) 訓練時間

通常業務への影響や定期的な実施のしやすさを考慮し、基本的には30分から1時間程度の時間で訓練を実施することが望ましい。

(6) 実施頻度

多くの本部隊員を訓練に参加させ、その習熟度を高めるため、基本的には1ヶ月に1回程度実施することが望ましい。

(7) 訓練シナリオ

自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力を向上させるため、困難な対応が予想される想定（大規模地震に伴い複数の火災が発生し多数の避難者が生じる等）を採用する。

なお、多数の人々へ一斉に情報伝達するための館内放送（非常放送）の活用、迅速な現場駆け付け等のための複数の防災センターの設置、初動対応に欠かせない各階地区隊の活用等、各施設において、超大規模防火対象物等における自衛消防活動上の特徴的な事項を踏まえた訓練シナリオとする。

また、プレイヤーの今までの訓練参加実績や災害対応経験等を考慮し、誰がプレイヤーになっても、その対応を考えるのに悩むことが予想される、シビアな想定を複数盛り込むことが望ましい。

(8) 検討部会における訓練の実証結果

空港、観覧場を含む多数集客施設群等において、シナリオ非提示型図上訓練の実証を行った結果は参考1のとおり。また、各訓練のシナリオはガイドライン別冊8のとおり。

第2 過去の検討結果の反映（ガイドラインの本文の第2の3～4、別冊4、5関係） 以下に示す過去の検討結果をガイドラインに適宜反映した。

1 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会報告書（平成24年2月消防庁）

(1) 大規模防火対象物の防災センターに求める役割及び複数の防災センターが設置されている防火対象物における対策

防災センター等に勤務する委託者（警備会社等）との契約内容によって災害対応に支障を来すことのないように、建物や管轄間の境界上の連携体制を構築する等の措置が必要である。

(2) 非常用エレベーターに至る経路や区画に係る対策

非常用エレベーターに至る経路や区画については、消防機関の指導を踏まえて設計されている事例があることから、事前協議の場を持つことが有効である。事前協議は、市町村の火災予防条例等で規定しない限りは行政指導の範疇となることから、開発許可や建築確認等、大規模開発に係る事前協議の機会等を捉えて指導することを考慮すべきである。

(3) 教育訓練に係る対策

アルバイト従業員等の入れ替わりが激しいような場合は、基本的な内容（消火器取扱い、避難誘導等）を繰り返し行うことが効果的である。

(4) 地下街等との接続がある場合の対策

災害が発生した場合における在館者の避難は、接続された建築物等をまたいだ避難ではなく、当該建築物等において避難が完結するように避難経路や誘導方策を整備することが前提であるが、災害の規模や態様によっては、当該建築物等だけでは避難が完結しない場合も想定される。あらかじめ地下街や地下鉄駅等の接続部を活用した避難も想定しておくことが有効である。

(5) テナントにおけるセキュリティシステムに係る対策

避難や自衛消防活動の障害のおそれのあるセキュリティシステムを設置している場合、災害発生時には消防用設備等と連動して、あるいは防災センター勤務者が手動で解錠できるように措置すべきである。

(6) 高層の防火対象物における避難及び自力避難困難者に対する避難誘導対策

- ・避難階到着まで長時間を要する場合の避難対策について、防火区画等を活用した水平方向への避難、途中階の一時避難場所を活用した避難等を検討することが有効である。
- ・災害態様や自力避難困難者の有無、消防隊の到着するタイミング等を総合的に判断し、非常用エレベーターの使用の有無を選択することも考えられるが、その場合の安全確保方策については、消防機関と十分な協議を行うことが必要である。

(7) 特殊事案発生時の対応

東日本大震災のような想定を超える規模の地震が発生した時やNBC（CBRNE）災害のように災害の経過が予測しがたい場合の対応は、判断、意思決定する責任者及び当該責任者が不在時の代行者を決めておくことが有効である。

2 自衛消防組織及び防災管理の実効性向上専門家会合報告書（平成28年3月消防庁）

(1) 自衛消防活動で特に重要な対応行動の明確化

必要となる自衛消防活動の中でも何を優先すべきかについて整理し、優先すべき対応行動をあらかじめ具体的に示すことが有効である。

(2) 複数の防火対象物間における連携体制について

ア 複数の防火対象物間における連携体制の構築

自衛消防組織及び防災管理の義務対象となる規模の防火対象物と周辺に

位置する義務対象外の防火対象物との間で避難誘導や応急救護について効果的な連携が構築されている事例がみられた。これらの事例においては、管轄消防本部において、消防計画の内容や自衛消防組織の体制を確認し、必要な助言等を行うことが効果的な連携構築に有効と考えられる。

イ 連携の対象とする業務

- ・消防法令に基づき、災害発生時の応急対策を実施する時間的範囲は、災害発生時から、それによる生命・身体・財産の被害の軽減のために行う活動を実施し、それが全て終了する時点までとする。
- ・避難誘導及び応急救護については、災害の状況等により、対応が遅れが生ずる可能性が高い場合は、自衛消防要員の応援を行うことで避難誘導や応急救護に係る連携がより有効となる。

第3 その他

- 1 上記第1及び第2のほか、ガイドラインの本文について体裁の調整等、所要の改訂を行った。ガイドラインの改訂部分を示した新旧対照表は参考2のとおり。
- 2 ガイドライン改訂版（本文及び別冊）や検討部会報告書等、検討部会でとりまとめた資料は以下の消防庁ホームページに掲載するので、ダウンロードして活用されたいこと。

【消防庁ホームページ URL】

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-34.html)

【担当】

総務省消防庁予防課

鈴木違反処理対策官、坂本係長、川橋事務官

電 話：03-5253-7523

メール：fdma-yobouka119@soumu.go.jp

検討部会におけるシナリオ非提示型図上訓練の実証結果

<空港>

○主なシナリオ

- ・平日昼に震度5強の地震が発生
- ・最初の地震から数十分後に震度6弱の地震が発生
- ・火災やエレベーター閉じ込め事案の発生
- ・大津波警報の発表
- ・多数の避難者の発生

○自衛消防組織の本部隊の能力の向上が期待できる事項

- ・館内放送による在館者に対する一斉避難の抑制
- ・防火区画閉鎖による水平方向避難誘導
- ・大津波警報発表時の避難誘導

○更なる工夫が必要である点

- ・想定難易度が低かったため、「複数の場所で自動火災報知設備の感知器が発報しており火災の発生場所が特定できない」など、シビアな想定を複数盛り込む。
- ・外国人、障害者対応を入れ、災害情報の伝達要領や個別対応要領を加える。

○実証訓練の実施風景



<観覧場を含む多数集客施設群>

○主なシナリオ

- ・休日昼に震度5強の地震が発生
- ・最初の地震から数十分後に震度6弱の地震が発生
- ・ジェットコースターが地上80mの位置で緊急停止
- ・火災が複数発生、負傷者多数発生
- ・死者や多数の避難者の発生

○自衛消防組織の本部隊の能力の向上が期待できる事項

- ・複数の集客施設の適切な管理
- ・複数の自衛消防隊の連携
- ・館内放送及び大型ビジョンを活用した避難誘導

○更なる工夫が必要である点

- ・想定付与の情報をホワイトボード等に記載するようにする。
- ・訓練施設の図面や自衛消防隊員の人数等をホワイトボード等に表示し、対応状況を把握できる手法を用意する。

○実証訓練の実施風景



<超高層複合用途商業ビル>

○主なシナリオ

- ・平日昼に震度5強の地震が発生
- ・最初の地震から数十分後に震度6弱の地震が発生
- ・スプリンクラー設備破損、補助散水栓ホース切断
- ・超高層階で火災が発生
- ・外国人がパニックを起こす

○自衛消防組織の本部隊の能力の向上が期待できる事項

- ・避難指示指定階以外に対する一斉避難の抑制
- ・消防用設備等破損等のアクシデント発生時の対応
- ・外国人来館者に対する避難誘導

○更なる工夫が必要である点

- ・一つの想定付与に対して、どこまで答えて良いのか悩む場面があり、対応を回答するための一定の基準を用意する。

○実証訓練の実施風景



<超高層複合用途駅ビル>

○主なシナリオ

- ・平日昼に震度5強の地震が発生
- ・最初の地震から数十分後に震度6強の地震が発生
- ・スプリンクラー設備破損、補助散水栓ホース切断
- ・超高層階で火災が発生
- ・他の防災センター（駅部分）から災害情報等が共有

○自衛消防組織の本部隊の能力の向上が期待できる事項

- ・高層フロアにある副防災センターや他の防災センター（駅部分）との連携
- ・低層、高層の多数の避難者の迅速かつ安全な避難誘導

○更なる工夫が必要である点

- ・地震により計画上の避難通路が使用不可となる想定を盛り込む。
- ・ブラックアウトなどインフラが切断される想定を盛り込む。
- ・不特定多数の施設利用者の避難誘導に関して、特に超高層階からの避難誘導が円滑に実施できるか、引き続き、施設関係者間で協議。

○実証訓練の実施風景



【本文】新旧対照表

改訂後	現行
<p>第1 消防計画の概要</p> <p>1 消防計画とは</p> <p>消防法 <u>（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）</u> においては、防火対象物（※）におけるソフト面での予防体制の基本をなすものとして、防火管理制度及び防災管理制度（以下「防火・防災管理制度」という。）が設けられている。</p> <p>（略）</p> <p>防火管理上及び防災管理上必要な業務（以下 <u>（削除）</u>「防火・防災管理業務」という。）を行わせることとしている（法第 8 条及び法第 <u>36</u> 条により準用する法第 <u>8</u> 条。</p> <p>（略）</p> <p>また、必要とされる防火・防災管理業務の内容は、防火対象物 <u>ごと</u> に異なるため、<u>（削除）</u> 法令基準に基づいて <u>画一的に</u> 行わせる <u>のではなく</u>、個々の防火対象物 <u>ごと</u> の防火・防災上の危険要因に応じて、<u>防火・防災管理者</u> が作成した消防計画に基づいて実施することが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>※ <u>法</u> においては、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものを防火対象物としており、法第 8 条では政令で定める防火対象物について防火管理制度を義務付けている。一方で法第 <u>36</u> 条では建築物その他の工作物 <u>のうち</u> 政令で定めるものに防災管理制度を義務付けており、当該政令では一定の防火対象物を定めている。</p> <p>（略）</p> <p>2 対象となる災害</p> <p>本ガイドラインの対象とする災害は、防火管理業務の対象となる災害である火災 <u>、地震その他の災害</u> 及び防災管理業務の対象となる災害である地震及び毒性物質の発散等による災害である。</p> <p>消防法においては、従来から、<u>法</u> 第 8 条により、火災の予防及びその被害の軽減のため、消防計画を定めこれに基づき防火管理上必要な業務を実施することとされている。</p> <p><u>法</u> 第 <u>36</u> 条により、火災以外の災害 <u>のうち</u> 政令で定めるものについて、その被害の軽減のため特に必要のある建築物に上記規定が準用されることとなったが、これに基づき防災管理上必要な業務を実施する必要がある災害としては、東海地震、</p>	<p>I. 消防計画の概要</p> <p>1 消防計画とは</p> <p>消防法 <u>（新規）</u> においては、防火対象物（※）における人的な面での予防体制の基本をなすものとして、防火管理制度及び防災管理制度（以下「防火・防災管理制度」という。）が設けられている。</p> <p>（略）</p> <p>防火管理上及び防災管理上必要な業務（以下 <u>、</u>「防火・防災管理業務」という。）を行わせることとしている（法第 8 条及び法第 <u>36</u> 条により準用する法第 <u>8</u> 条。</p> <p>（略）</p> <p>また、必要とされる防火・防災管理業務の内容は、防火対象物 <u>毎</u> に異なるため、<u>画一的な</u> 法令基準に基づいて <u>（新規）</u> 行わせる <u>ことはせず</u>、個々の防火対象物 <u>毎</u> の防火・防災上の危険要因に応じて、<u>防火管理者及び防災管理者</u> が作成した消防計画に基づいて実施することが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>※ <u>消防法</u> においては、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものを防火対象物としており、法第 8 条では政令で定める防火対象物について防火管理制度を義務付けている。一方で法第 <u>36</u> 条では建築物その他の工作物 <u>で</u> 政令で定めるものに防災管理制度を義務付けており、当該政令では一定の防火対象物を定めている。</p> <p>（略）</p> <p>2 対象となる災害</p> <p>本ガイドラインの対象とする災害は、防火管理業務の対象となる災害である火災 <u>（新規）</u> 及び防災管理業務の対象となる災害である地震及び毒性物質の発散等による災害である。</p> <p>消防法においては、従来から、<u>消防法</u> 第 8 条により、火災の予防及びその被害の軽減のため、消防計画を定めこれに基づき防火管理上必要な業務を実施することとされている。</p> <p><u>改正消防法</u> 第 <u>36</u> 条により、火災以外の災害 <u>で</u> 政令で定めるものについて、その被害の軽減のため特に必要のある建築物に上記規定が準用されることとなったが、これに基づき防災管理上必要な業務を実施する必要がある災害としては、東海地震、</p>

東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性の指摘が法改正の契機となったことから、まず地震への対応が定められている。

(略)

毒性物質の発散等（毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第2項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故）が定められている。

3 消防計画に係る手続き等

(1) 使用開始前における届出

（削除） 管理権原者は、防火・防災管理制度を遵守するため、防火対象物の使用開始前に、防火・防災管理者を選任し、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることが必要である。

また、防火・防災管理者は、管理権原者の指示を受けて、防火対象物の使用開始前に、消防計画を作成し、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることが必要である。

なお、これらの届出は、使用開始後における防火・防災管理者の選任（解任）、消防計画の変更の際にも必要となる。防火対象物においては、管理権原変更の際の手続きや定期的な把握、計画の見直し等について規程類を整備しておくことが重要である。

(2) 使用開始後の点検報告

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対しては、火災の予防及びその被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理上必要な業務や消防用設備等の設置状況等について定期点検の実施及びその結果の消防長又は消防署長への報告を義務付けている（防火対象物点検報告制度。法第8条の2の2）。

また、防災管理制度が義務付けられている防火対象物の管理権原者に対しては、災害による被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防火管理上必要な業務について定期点検の実施及びその結果の消防長又は消防署長への報告を義務付けている（防災管理点検報告制度。法第36条により準用する法第8条の2の2）。

(略)

東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性の指摘が法改正の契機となったことから、まず地震への対応が定められている。

(略)

毒性物質の発散等（毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法（平成7年法律第65号）第2条第1項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第2項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故）が定められている。

3. 消防計画に係る手続き等

(1) 使用開始前における届出

防火・防災管理制度の遵守のため、管理権原者は、（新規） 防火対象物の使用開始前に、防火・防災管理者を選任し、遅滞なくその旨を所轄消防機関に届け出ることが必要である。

また、防火・防災管理者は、管理権原者の指示を受けて、防火対象物の使用開始前に、消防計画を作成し、その旨を所轄消防機関に届け出ることが必要である。

なお、これらの届出は、使用開始後における防火・防災管理者の変更、消防計画の変更の際にも必要となる。防火対象物においては、管理権原変更の際の手続きや定期的な把握、計画の見直し等について規程類を整備しておくことが重要である。

(2) 使用開始後の点検報告

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対しては、火災の予防及びその被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理上必要な業務や消防用設備等の設置状況等について定期点検の実施及びその結果の消防機関への報告を義務付けている（防火対象物点検報告制度。法第8条の2の2）。

また、防災管理制度が義務付けられている防火対象物の管理権原者に対しては、災害による被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防火管理上必要な業務について定期点検の実施及びその結果の消防機関への報告を義務付けている（防災管理点検報告制度。法第36条により準用する法第8条の2の2）。

(略)

(3) 消防機関の役割

消防機関は、防火・防災管理者の選任（解任）の届出、消防計画の届出、統括防火・防災管理者の選任（解任）の届出、全体についての消防計画の届出を受理するとともに、消防計画の作成にあたって指導助言を行い、また防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度による点検結果の報告等によって防火・防災管理業務の実施状況の把握を行い、必要な指導等を行うこととなる。

(略)

4 消防計画に定める内容

(略)

(1) 防火・防災管理業務の内容

(略)

なお、消防計画に定めることとされている訓練を実際に行う場面においては、防火対象物ごとに規模、用途、収容人員、建築物の防火・防災上の特徴（超高層の建物であり、在館者が屋外まで避難するのに時間を要する等）等を踏まえた訓練内容をできるだけ具体的に定めるとともに、訓練の実施方法についても、放送設備等を活用した順次避難訓練や本部隊におけるシナリオ非提示型図上訓練等の導入を考慮することが望ましい。

(2) 消防計画の作成単位

消防計画は管理権原の及ぶ範囲について作成することが必要である。この場合において、(削除)管理について 権原を有するものが複数存する防火対象物の場合には、個々の管理権原者単位（すなわち選任された防火・防災管理者単位）で

防火・防災管理者を定め、消防計画を作成させ、防火・防災管理上必要な業務を行わせることが必要である。また、統括防火・防災管理者の選任義務がある防火対象物については、協議して統括防火・防災管理者を定めるとともに、全体についての消防計画を作成させ、防火対象物全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせることが

必要である。

一方、同一敷地内に管理について権原を有するものが同一の者である防火対象物が二以上あるときは、それらの防火対象物は一の防火対象物とみなすため、消防計画は敷地単位で作成することとされている。

本ガイドラインの対象となるような大規模・高層の防火対象物においては、当該建築物等を含め、関係のある防火対象物全体において防火・防災管理上必要な業務が

(3) 消防機関の役割

消防機関は、防火・防災管理者の選任（解任）の届出、消防計画の届出、共同防火管理及び共同防災管理の協議事項の届出を受理するとともに

に、消防計画の作成にあたって指導助言を行い、また防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度による点検結果の報告等によって防火・防災管理業務の実施状況の把握を行い、必要な指導等を行うこととなる。

(略)

4 消防計画に定める内容

(略)

(1) 防火・防災管理業務の内容

(略)

(新規)

(2) 消防計画の作成単位

消防計画は管理権原の及ぶ範囲について作成することが必要である。この場合において、一つの防火対象物がその管理について複数の権原に分かれている

場合には、個々の管理権原者単位（すなわち選任された防火・防災管理者単位）で
(新規)消防計画を作成し防火・防災管理業務を実施するとともに、協議して防火対象物全体にわたる共同の消防計画を定めることが必要である。

一方、管理権原者が同じ複数の防火対象物が同一敷地内にある場合には、
消防計画
は敷地単位で作成することとされている。

本ガイドラインの対象となるような大規模・高層の防火対象物においては、当該建築物等を含め、関係のある防火対象物全体において防火・防災管理上必要な業務が適切に行われるよう、それぞれの管理権原の範囲や役割分担を明確にし、共通の認識に基づいて個々の消防計画及び共同の消防計画を作成することが特に重要で

適切に行われるよう、それぞれの管理権原の範囲や役割分担を明確にし、共通の認識に基づいて個々の消防計画及び 全体についての 消防計画を作成することが特に重要である。

(略)

(3) 時間的な対応範囲

(略)

5 災害想定に基づいた消防計画の作成

(略)

消防計画の作成上想定すべき地震の規模としては、当該防火対象物における最大規模のものを想定する必要がある。本ガイドラインにおいては、共通的に少なくともおおむね震度6強程度の地震は考慮することとし、さらに地域防災計画における想定地震災害の規模や、建築基準法の耐震設計の考え方における「存在期間中に遭遇する可能性がある最大級の地震規模」等も併せて考慮の上、適切な強さの地震を想定することとする。

また、震度6弱程度の地震が短時間に複数回発生する想定も効果的であると考えられる。

(略)

<消防計画作成の一般的な手順>

(1) 防火対象物の状況の調査・分析

(略)

(2) 被害態様の評価

(略)

(3) 防火・防災安全上の目標設定

(略)

(4) 対応行動の具体化

(略)

(5) PDCAサイクルの採用

被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善していく仕組み (PDC A サイクル) を消防計画に盛り込んでおくことが必要である。

ある。

(略)

(3) 時間的な対応範囲

(略)

5 災害想定に基づいた消防計画の作成

(略)

消防計画の作成上想定すべき地震の規模としては、当該防火対象物における最大規模のものを想定する必要がある。本ガイドラインにおいては、共通的に少なくともおおむね震度6強程度の地震は考慮することとし、さらに地域防災計画における想定地震災害の規模や、建築基準法の耐震設計の考え方における「存在期間中に遭遇する可能性がある最大級の地震規模」等も併せて考慮の上、適切な強さの地震を想定することとする。

(新規)

(略)

<消防計画作成の一般的な手順>

(1) 防火対象物の状況の調査・分析

(略)

(2) 被害態様の評価

(略)

(3) 防火・防災安全上の目標設定

(略)

(4) 対応行動の具体化

(略)

(5) PDCAサイクルの採用

被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善していく仕組み (PDCA サイクル) を消防計画に盛り込んでおくことが必要である。

第2. 具体的な消防計画の構成

(略)

また、この例は防火管理に係る消防計画 及び 防災管理に係る消防計画の両方の内容を含む一つの消防計画として作成したものであるが、防火管理 及び 防災管理 に係る消防計画をそれぞれ 作成する場合には、両者の内容に齟齬が無いように十分慎重に検討を行って作成することが必要である。

これらの記載上のポイントについては消防法施行規則の規定に基づき標準的に消防計画に盛り込まれる事項だけでなく、盛り込むことが推奨される事項も含まれているが、当該推奨事項を盛り込むかどうかの選択は防火対象物の判断に委ねられているものである。

地震災害特有の対応事項と事業所における消防計画の内容の概要等、個別事項の解説については別冊4を参照。

自衛消防組織設置対象物における自衛消防隊の活動要領、複数の防火対象物間における連携体制の構築については別冊5を参照。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

※ ○印：標準的に盛り込まれる事項、●印：盛り込むことが推奨される事項

1 総則的事項：消防計画の目的、適用範囲、管理権原

(1) 消防計画の目的等に関する事項

ア 消防計画の目的 (削除)

(略)

イ 消防計画の適用範囲（場所・人） (削除)

(略)

ウ 管理権限の範囲 (削除)

(略)

エ 災害想定及びP D C Aサイクル（消防計画の見直しを着実に実施するための手順等） (削除)

II. 具体的な消防計画の構成

(略)

また、この例は防火管理に係る消防計画 と 防災管理に係る消防計画 を 両方の内容を含む一つの消防計画として作成したものであるが、防火管理 と 防災管理 それぞれの消防計画として 作成する場合には、両者の内容に齟齬が無いように十分慎重に検討を行って作成することが必要である。

これらの記載上のポイントについては消防法施行規則の規定に基づき標準的に消防計画に盛り込まれる事項だけでなく、盛り込むことが推奨される事項も含まれているが、当該推奨事項を盛り込むかどうかの選択は防火対象物の判断に委ねられているものである。

(新規) (個別事項の解説については別冊4を参照)

(新規)

※ ○印：標準的に盛り込まれる事項

※ ★印：盛り込むことが推奨される事項

※ (従前内容)：現状の消防計画で記載されている内容を基本的に踏襲しているもの

※ (拡充)：現状の消防計画で記載されている内容を基本的に拡充するもの

※ (新規)：新たに消防計画に記載することとなる内容のもの

(新規)

1 総則的事項：計画の目的、適用範囲、管理権原

(1) 計画の目的等に関する事項

① 計画の目的・・・(従前内容)

(略)

② 計画の適用範囲（場所・人）・・・(従前内容)

(略)

③ 管理権原の範囲・・・(従前内容)

(略)

④ 災害想定及びP D C Aサイクル（計画の見直しを着実に実施するための手順等）
・・・(新規)

(略)

- 消防計画の記載事項の変更が生じた場合には見直しを行うことを記載する。
(例) 人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更、類似した防火対象物からの火災事例が発生した場合等

(略)

- 消防計画を見直すための組織等について記載する。
(例) 防火・防災管理委員会（仮称）、防火・防災管理協議会（仮称）による検討

(2) 防火・防災管理者等に関する事項

- (削除) 防火・防災管理者及びその権限、業務、防火・防災管理組織 (削除)
(略)

2 予防的事項

(1) 共通的事項

- ア 予防的活動に係る組織体制 (削除)
(略)

- イ 自主チェックに係る組織体制 (削除)
(略)

- ウ 記録に係る事項 (削除)
(略)

- エ 休日・夜間等の対応に係る事項 (削除)
(略)

- オ 工事中の安全対策に係る事項 (削除)
(略)

- カ 定員管理に係る事項 (削除)
(略)

(2) 火災に特有の内容

- ア 火気管理等出火防止対策 (削除)
(略)

- イ 危険物等の管理 (削除)
(略)

- ウ 避難施設・防火上の構造等の管理 (削除)
(略)

(略)

- 消防計画の記載事項の変更が生じた場合には見直しを行うことを記載する。(例) 人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更、類似した防火対象物からの火災事例が発生した場合等

(略)

- 消防計画を見直すための組織等について記載する。
(例) 防火・防災管理委員会（仮称）、防火・防災管理協議会（仮称）による検討

(2) 防火・防災管理者等に関する事項

- ① 防火・防災管理者及びその権限、業務、防火・防災管理組織 . . . (拡充)
(略)

2 予防的事項

(1) 共通的事項

- ① 予防的活動に係る組織体制 . . . (拡充)
(略)

- ② 自主チェックに係る組織体制 . . . (拡充)
(略)

- ③ 記録に係る事項 . . . (拡充)
(略)

- ④ 休日・夜間等の対応に係る事項 . . . (拡充)
(略)

- ⑤ 工事中の安全対策に係る事項 . . . (拡充)
(略)

- ⑥ 定員管理に係る事項 . . . (拡充)
(略)

(2) 火災に特有の内容

- ① 火気管理等出火防止対策 . . . (従前内容)
(略)

- ② 危険物等の管理 . . . (従前内容)
(略)

- ③ 避難施設・防火上の構造等の管理 . . . (従前内容)
(略)

(3) 地震に特有の内容

ア 建物等の耐震診断等 (削除)

(略)

イ 収容物等の転倒・移動・落下防止 (削除)

(略)

ウ 地域防災計画との調整 (削除)

(略)

(例) 当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか 消防 計画作成時に確認し、定期に見直しを行う等

エ 地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保 (削除)

(略)

(例) 物資等の管理者を定め、管理記録を作成する。

● 緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。

3 応急対策的事項

(1) 共通的事項

※ 別冊3参照

ア 自衛消防組織の編成 (削除)

(略)

○ 必要な人的体制について、災害想定・目標設定により導き出される規模・能力 (削除) が確保されるようにする。

(略)

○ 本部隊・地区隊別に体制・任務・統括する者を明確化し、記載する。

(略)

● 複数の防災センターを設ける場合、以下の内容を行う旨を記載する。

・ 消防機関への通報については、災害が発生している場所の監視制御を行っている防災センターから通報する事例が多いが、その際、通報した旨を他の防災センターにも連絡するなどして情報共有を図る。

・ 防災センター等に勤務する委託者（警備会社等）との契約内容により、災害対応に支障を来すことのないように連携体制を構築する。

イ 自衛消防組織の運用体制 (削除)

(略)

(3) 地震に特有の内容

① 建物等の耐震診断等 ・・・(新規)

(略)

② 収容物等の転倒・移動・落下防止 ・・・(新規)

(略)

③ 地域防災計画との調整 ・・・(新規)

(略)

(例) 当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか (新規) 計画作成時に確認し、定期に見直しを行う等

④ 地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保 ・・・(新規)

(略)

(例) 物資等の管理者を定め、管理記録を作成する。

★ 緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。

3 応急対策的事項

(1) 共通的事項

* 別冊3参照

① 自衛消防組織の編成 ・・・(拡充)

(略)

○ 必要な人的体制について、災害想定・目標設定により導き出される規模・能力 (1. (1) ④による) が確保されるようにする。

(略)

○ 本部隊・地区隊別に体制・任務・統括する者を明確化し、(新規) 記載する。

(略)

(新規)

② 自衛消防組織の運用体制 ・・・(拡充)

(略)

ウ 自衛消防組織の装備 (削除)

○ 自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量 (削除) について記載する。

(略)

(例) 管理責任者を定め、定期的な点検の結果を整備記録に記載する。

エ 指揮命令体系 (削除)

(略)

(例) 自衛消防本部は、管理権原者（又は指定された者）の判断により設置する。自衛消防組織の統括管理者が不在となる場合に備えて複数の代行者を定め、自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定める。

(略)

(例) 自衛消防本部は、自衛消防組織の統括管理者の判断により活動を開始する。

(略)

オ 地下街等で接続された建築物である場合における避難対策

● 地下街等との接続がある建物の場合、建築物等において災害が発生した場合における在館者の避難は、原則として、建築物等をまたいだ避難ではなく、当該建

築

物等において避難が完結するように避難経路や誘導方を定める。ただし、災害の規模や態様により、当該建築物等だけでは避難が完結しない場合に備えて、地下街等の接続部を活用した避難経路や誘導方策も定める。

(2) 火災に特有の内容

ア 火災発見時の措置 (削除)

(略)

イ 通報連絡 (削除)

(略)

● マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。

ウ 消火活動 (削除)

(略)

エ 避難誘導 (削除)

(略)

● 高層の建物の場合、避難階到着まで長時間を要する場合の避難対策について、防火区画等を活用した水平方向への避難、避難途中階の一時避難場所を活用した避難について検討し具体化する。

オ 安全防護措置 (削除)

③ 自衛消防組織の装備・・・ (拡充)

○ 自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量 を について記載する。

(略)

(例) 管理責任者を定め、定期的な点検の結果を整備記録に記載する。

④ 指揮命令体系・・・ (拡充)

(略)

(例) 自衛消防本部は、管理権原者（又は指定された者）の判断により設置する。自衛消防組織の統括管理者が不在となる場合に備えて複数の代行者を定め、自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定める。

(略)

(例) 自衛消防本部は、自衛消防組織の統括管理者の判断により活動を開始する。

(略)

(新規)

(2) 火災に特有の内容

① 火災発見時の措置・・・ (従前内容)

(略)

② 通報連絡・・・ (従前内容)

(略)

★ マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。

③ 消火活動・・・ (従前内容)

(略)

④ 避難誘導・・・ (従前内容)

(略)

(新規)

⑤ 安全防護措置・・・ (従前内容)

(略)

(略)

カ 救出救護 (削除)

(略)

キ 消防機関への情報提供、案内 (削除)

(略)

(3) 地震に特有の内容

ア 発生時の初期対応 (削除)

- 危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する (削除)。(緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する(短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要)。)

(略)

● 緊急地震速報を活用する場合は、その初期対応フロー等について記載する。

○ 地震発生時、低層階と高層階の感知器が同時に発報し、全館一斉鳴動となり、

避

難階段に在館者が殺到し、避難渋滞が発生することが想定されるため、全館一斉鳴動時の対応方法を記載する。

イ 発生時の被害状況の確認 (削除)

(略)

(例) 総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報により把握する。

自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。

自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。

(略)

(例) 負傷者数、閉じ込め者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等 (削除)

(略)

(例) 人命優先、避難手段確保優先、機能維持優先等

ウ 救出救護 (削除)

(略)

(例) チェーンソー等危険が伴う救助資機材は、取扱いに習熟した者が行うこと。

(略)

エ エレベーター停止等への対応 (削除)

⑥ 救出救護 ・・・(従前内容)

(略)

⑦ 消防機関への情報提供、案内 ・・・(従前内容)

(略)

(3) 地震に特有の内容

① 発生時の初期対応 ・・・(新規)

- 危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する。(緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する(短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要)。) (新規)

(略)

★ 緊急地震速報を活用する場合は、その初期対応フロー等について記載する。

(新規)

② 発生時の被害状況の確認 ・・・(新規)

(略)

(例) 総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報により把握する。

自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。

自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。

(略)

(例) 負傷者数、閉じ込め者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等 (削除)

(略)

(例) 人命優先、避難手段確保優先、機能維持優先等

③ 救出救護 ・・・(新規)

(略)

(例) チェーンソー等危険が伴う救助資機材は、取扱いに習熟した者が行うこと。

(略)

④ エレベーター停止等への対応 ・・・(新規)

(略)

(例) エレベーター会社との連絡体制、復旧対応について記載する。

(略)

(例 1) エレベーター会社との連絡体制、復旧対応について記載する。

(例 2) エレベーター会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。

(例 3) エレベーター停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。

(例 4) 閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。

(例 5) 非常開錠キーの使用方法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。

(略)

オ 地震による出火防止への対応 (削除)

(略)

(例) 大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。

(略)

カ 避難施設・建物損壊への対応 (削除)

(略)

(例 1) スプリンクラー設備等の損壊を想定した火災時の対応方法の明確化等について記載する。

(例 2) 区画損壊等に対応した応急措置（関連区画への立入禁止措置等）について記載する。

キ インフラ等の機能不全への対応 (削除)

(略)

○ 通信障害への対応（緊急連絡方法の複数化、無線手段の確保等）について記載する。

(略)

ク 避難誘導 (削除)

(略)

○ 建物の耐震性、周辺地域の危険性、収容人員の人数、移動障害の有無、帰宅困難者の人数等を踏まえて、地震規模ごとに避難するか在館するか（避難する場合の方法（全館一斉、全館逐次、部分等）を含む）の判断基準を定める。

(略)

(例 1) 一時待避場所（安全区画）を指定し記載する。

(例 2) 近隣区画への移動の手順を記載する (自力避難困難者への対応について具体化する。)。

(削除)

(例 3) 自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介助要員を指定し記載する。

(新規) エレベーター会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。

(新規) エレベーター停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。

(新規) 閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。

(新規) 非常開錠キーの使用方法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。

(略)

⑤ 地震による出火防止への対応 ・・・(新規)

(略)

(例) 大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。

(略)

⑥ 避難施設・建物損壊への対応 ・・・(新規)

(略)

(例) スプリンクラー設備等の損壊を想定した火災時の対応方法の明確化等について記載する。

(新規) 区画損壊等に対応した応急措置（関連区画への立入禁止措置等）について記載する。

⑦ インフラ等の機能不全への対応 ・・・(新規)

(略)

○ 通信障害への対応（緊急連絡方法の複数化、無線手段の確保等）について記載する。

(略)

⑧ 避難誘導 ・・・(新規)

(略)

○ 建物の耐震性、周辺地域の危険性、収容人員の人数、移動障害の有無、帰宅困難者の (新規) 数等を踏まえて、地震規模ごとに避難するか在館するか（避難する場合の方法（全館一斉、全館逐次、部分等）を含む）の判断基準を定める。

(略)

(例) 一時待避場所（安全区画） (新規) 指定し記載する。

(新規) 近隣区画への移動の手順を記載する (新規)

_____。

(自力避難困難者への対応について具体化する。)

(新規) 自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介助要員を指定し (新規) 記載する。

(略)

(例) 障害物の除去、照明の確保

(略)

レ 障害物の除去、照明の確保

ケ 災害復旧等の活動との調整 (削除)

(略)

例 火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除、危険物品の安全な場所への移管

● 被災後の建物の使用に係る手続き（使用の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。

● 応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。

● 応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する。

● 従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。

● 当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において、近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する。

コ 警戒宣言への対応 (削除)

(略)

(4) その他の災害についての対応 (削除)

(略)

4 教育訓練

(1) 従業者等の教育

ア 管理権原者の教育 (削除)

(略)

イ 防火・防災管理者等の教育 (削除)

(略)

ウ 自衛消防組織の構成員の教育 (削除)

(略)

(削除)

○ その他自衛消防組織の構成員の技術修得・維持のための訓練等について記載する。

例 1 装備品等の習熟訓練サイクルを定め、訓練結果を記載する。

例 2 応急手当 に関する 講習に積極的に参加し、当該講習修了者名を記載する。

エ 従業員の教育 (削除)

⑨ 災害復旧等の活動との調整 ・・・(新規)

(略)

例 火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除 (新規) 危険物品の

安全な場所への移管

★ 被災後の建物の使用に係る手続き（使用の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。

★ 応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。

★ 応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する。

★ 従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。

★ 当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において、(新規) 近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する。

⑩ 警戒宣言への対応 ・・・(従前内容)

(略)

(4) その他の災害についての対応 ・・・(従前内容)

(略)

4. 教育訓練

(1) 従業者等の教育

① 管理権原者の教育 ・・・(拡充)

(略)

② 防火・防災管理者等の教育 ・・・(拡充)

(略)

③ 自衛消防組織の構成員の教育 ・・・(拡充)

(略)

・ 自衛消防組織の本部隊の各班長（初期消火、情報収集、通報連絡、防災センター等における設備監視・操作、避難誘導、救出・救護に係る班に限る。）

○ その他自衛消防組織の構成員の技術取得・維持のための訓練等について記載する。

例 装備品等の習熟訓練サイクルを定め、訓練結果を記載する。

(新規) 応急手当 (新規) 講習に積極的に参加し、当該講習修了者名を記載する。

<p>(略)</p> <p><u>オ</u> 従業員教育担当者への教育 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>○</u> アルバイト従業員等の入れ替わりが激しいような防火対象物では、基本的な内容(消火器取扱い、避難誘導等)については繰り返し行う。</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p><u>ア</u> 訓練の実施時期等 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 訓練の実施手順 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> 訓練の内容・方法 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 訓練結果の検討 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>④</u> 従業員の教育・・・(拡充)</p> <p>(略)</p> <p><u>⑤</u> 従業員教育担当者への教育・・・(拡充)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <p>(2) 訓練の実施</p> <p><u>①</u> 訓練の実施時期等・・・(拡充)</p> <p>(略)</p> <p><u>②</u> 訓練の実施手順・・・(拡充)</p> <p>(略)</p> <p><u>③</u> 訓練の内容・方法・・・(拡充)</p> <p>(略)</p> <p><u>④</u> 訓練結果の検討・・・(拡充)</p> <p>(略)</p>
--	---

第3 超大規模防火対象物等に対する訓練の充実強化方策について

平成19年の消防法改正（平成21年施行）により、大規模防火対象物には自衛消防組織の設置が義務化された。近年、高さが100mを大きく超える防火対象物や延べ面積が100,000㎡を大きく超える防火対象物等、1に示す超大規模防火対象物等が出現している。これらの防火対象物は建物に不案内かつ、多様な在館者が多数利用しており、火災や地震等の災害発生時の安全性の確保が求められている。特に、超大規模防火対象物等においては、ハード面の対策状況に応じ、自衛消防組織の活動を有効に機能させることが重要である。そのためには、自衛消防組織の本部隊の指揮能力、状況判断能力、避難誘導能力等の向上が必要であることから、超大規模防火対象物等においては、2に示す自衛消防組織の本部隊を主な対象としたシナリオ非提示型図上訓練の実施について記載することが特に望ましい。また、その他の大規模防火対象物についても、この訓練の実施について関係する部分を適宜記載することが望ましい。

なお、超大規模防火対象物等特有の自衛消防活動上の課題及びその課題を解決するためにすでに取り組まれている先進的な事例を別冊6に示すので、適宜、参考にすること。

1 超大規模防火対象物等とは

超大規模防火対象物等とは、「超大規模防火対象物」及び「大規模、高層の建築物が地下部分や駅施設等を介して複雑に接続された超大規模な建築物群」のことをいい、「超大規模防火対象物」とは、自衛消防組織の設置義務対象のうち、以下の全てに該当する防火対象物とする。

- (1) 特定防火対象物（法第17条の2の5）、駅舎、空港のうち、いずれかの用途の防火対象物であること。
- (2) 防火対象物全体の収容人員が10,000人以上であること。
- (3) 高さ200m以上又は延べ面積200,000㎡以上の防火対象物であること。

2 超大規模防火対象物等における自衛消防組織の本部隊を対象としたシナリオ非提示型図上訓練の実施要領

(1) 目的

超大規模防火対象物等の多くは、建物に不案内かつ多様な在館者が多数利用する大規模な集客施設となっており、火災時や地震時の安全性を確保するため、当該対象物におけるハード面の対策の状況に応じ、自衛消防組織の活動を特に有効に機能させることが望まれる。

これらの対象物における火災や地震発生時の自衛消防活動を適切に行うためには、自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力等の向上が重要だが、当該対象物が大規模であることや在館者が多種・多数であることから全館を挙げての訓練の実施は困難な状況である。

(新規)

そこで、実災害に近い場면을想定して、訓練参加者が与えられる役割で災害を模擬的に体験し、付与される災害状況に応じた状況判断を行うシナリオ非提示型による図上訓練を行い、自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力等を向上させることとする。

(2) 実施内容

ア 自衛消防組織の本部隊（プレイヤー）と進行を管理するコントローラーとに分かれ、予想される災害時の状況、事案等を記述した訓練シナリオ（状況付与）に沿っ

て

進行する。

イ 進行管理者（コントローラー）は時間を追って、仮定の被害状況を訓練参加者（プレイヤー）に提示（状況付与）し、訓練参加者（プレイヤー）は、提示される状況を受けて、与えられた役割に応じて対応活動を行う。

ウ 訓練目標を明確にした上で、訓練参加者の訓練や災害対応の経験などを十分に踏まえ訓練施設の実態に即した超大規模防火対象物特有の要素を盛り込んだ訓練シナリオを作成する。

エ 現実的に発生し得る大人数の避難の可能性のある災害・被害（シビアアクシデント）を想定する。

オ 訓練実施後、自衛消防組織の本部隊（プレイヤー）とコントローラーの間で、プ

レ

イヤーの対応について検証を行う。

(3) 訓練参加者

自衛消防組織の本部隊において、本部隊隊員や地区隊隊員を指揮する立場の者をプレイヤーとする。また、各施設の実情に応じて、指揮を補佐する立場の者をプレイヤ

二

ーとして参加させたり、地区隊の隊長（本部隊の隊員が代役することも可能）をコント

ロ

ローラーとして参加させたりすることが望ましい。

(4) 実施場所

より実践的な訓練とするため、基本的には、実際の災害対応をイメージしやすい防災センターで実施することが望ましい。ただし、防災センターの業務に大きな支障が出る場合は、会議室等で実施する。

(5) 訓練時間

通常業務への影響や定期的な実施のしやすさを考慮し、基本的には30分から1時間程度の時間で訓練を実施することが望ましい。

(6) 実施頻度

多くの本部隊員を訓練に参加させ、その習熟度を高めるため、基本的には1ヶ月に

1回程度実施することが望ましい。

(7) 訓練シナリオ

自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力を向上させるため、困難な対応が予想される想定（大規模地震に伴い複数の火災が発生し多数の避難者が生じるなど）を採用する（別冊7参照）。

な

なお、多数の人々へ一斉に情報伝達するための館内放送（非常放送）の活用、迅速

現場駆け付け等のための複数の防災センターの設置、初動対応に欠かせない各階地区隊の活用など、各施設において、超大規模防火対象物等における自衛消防活動上の特徴的な事項を踏まえた訓練シナリオとする（別冊8参照）。

また、プレイヤーの今までの訓練参加実績や災害対応経験等を考慮し、誰がプレイヤーになっても、その対応を考えるのに悩むことが予想される、以下の例のようなシビアな想定を複数盛り込むことが望ましい。

（例1）複数の場所で自動火災報知設備の感知器が発報しており火災の発生場所が特定できない、複数の場所で負傷者や避難者が発生しており被害の全容が把握できない。

（例2）地区隊各班に命令をしても、他の対応で忙しく命令どおり動けない。

（例3）情報伝達機器が使用不能となり、代替の連絡手段を確保する必要がある。

（例4）本部隊の隊員を駆け付けさせようとしても、到着するまでに時間がかかり、現場の地区隊が対応に苦慮してパニックになる。

（例5）津波の到来により、防災センターからの避難を余儀なくされる。

【別冊4 具体的な消防計画の構成】新旧対照表

改訂後	現行
<p>○：標準的に盛り込まれる事項 ●：盛り込むことが推奨される事項</p> <p>【1ページ】 ＜具体的な記述のポイント＞ [1-1-2] 消防計画の適用範囲（場所・人） ○管理権原が分かれているかどうかに関わらず、建物全体（敷地を含む）を対象とした一体となった。 <u>消防</u>計画として作成し、管理権原が分かれている場合にはその後個別の管理権原毎にその役割・権原に応じて個別の<u>消防</u>計画を作成する。 ○従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として<u>消防</u>計画を作成する。 ○管理責任状況の定期的な把握手段、変更時の<u>消防</u>計画変更手段について記載する。 [1-1-4] 災害想定及びPDCAサイクル（<u>消防</u>計画の見直しを着実に実施するための手順等） （略） ○定期的な検討、訓練による検証等を踏まえた継続的な<u>消防</u>計画の見直し・改善を着実に実施するための組織、手順を明確に記載する。 （略） ＜記述内容の解説＞ （略） ＜活動要領例等＞ （略） 【2ページ】 ＜具体的な記述のポイント＞ [2-1-2] 自主チェックに係る組織体制 （略） ○消防用設備等の<u>削除</u>点検報告の実施方法等について具体化する。 （略）</p>	<p>○：標準的に盛り込まれる事項 ★：盛り込むことが推奨される事項</p> <p>【1ページ】 ＜具体的な記述のポイント＞ [1-1-2] 消防計画の適用範囲（場所・人） ○管理権原が分かれているかどうかに関わらず、建物全体（敷地を含む）を対象とした一体となった。 <u>（新規）</u>計画として作成し、管理権原が分かれている場合にはその後個別の管理権原毎にその役割・権原に応じて個別の<u>（新規）</u>計画を作成する。 ○従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として<u>（新規）</u>計画を作成する。 ○管理責任状況の定期的な把握手段、変更時の<u>（新規）</u>計画変更手段について記載する。 [1-1-4] 災害想定及びPDCAサイクル（<u>（新規）</u>計画の見直しを着実に実施するための手順等） （略） ○定期的な検討、訓練による検証等を踏まえた継続的な<u>（新規）</u>計画の見直し・改善を着実に実施するための組織、手順を明確に記載する。 （略） ＜記述内容の解説＞ （略） ＜活動要領例等＞ （略） 【2ページ】 ＜具体的な記述のポイント＞ [2-1-2] 自主チェックに係る組織体制 （略） ○消防用設備等の<u>定期</u>点検報告の実施方法等について具体化する。 （略）</p>

<記述内容の解説>

(略)

<活動要領例等>

(略)

【3ページ】

<具体的な記述のポイント>

[2-3-1] 建物等の耐震診断等

(略)

- 平常時において、建築物・設備の地震に対する安全性を確認するための措置を行うことを記載する。

[2-3-3] 地域防災計画との調整

- 消防計画の作成・見直しの際の、火災時に関する消防計画、地域防災計画、その他災害時の業務計画等との関係の整理・調整のための組織体制、整理・調整の考え方を記載する。

[2-3-4] 地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保

(略)

- 緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。

<記述内容の解説>

[2-3-3] 地域防災計画との調整

- (例)当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか消防計画作成時及び定期に見直しを行うことを記載する。

<活動要領例等>

(略)

【4ページ】

(略)

【5ページ】

<具体的な記述のポイント>

(略)

<記述内容の解説>

(略)

<活動要領例等>

(略)

【3ページ】

<具体的な記述のポイント>

[2-3-1] 建物等の耐震診断等

(略)

- 平(新規)時において、建築物・設備の地震に対する安全性を確認するための措置を行うことを記載する。

[2-3-3] 地域防災計画との調整

- 消防計画の作成・見直しの際の、火災時の消防計画、地域防災計画、その他災害時の業務計画等との関係の整理・調整のための組織体制、整理・調整の考え方を記載する。

[2-3-4] 地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保

(略)

- ★緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。

<記述内容の解説>

[2-3-3] 地域防災計画との調整

- (例)当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と(新規)計画の内容が整合しているかどうか消防計画作成時及び定期に見直しを行うことを記載する。

<活動要領例等>

(略)

【4ページ】

(略)

【5ページ】

<具体的な記述のポイント>

(略)

<記述内容の解説>

[3-1-2] 各班の任務

(略)

○防災センターは、防災施設、設備等の情報を一元化することにより、これらの設備等を有機的に連携し、監視、制御等を集中的に行う施設であるとともに、設備等の状況を適切に把握し、正確な防災情報を提供するなど、災害活動を適切かつ効果的に行うための中心的役割を果たす場所である。

防災センターにおいて、消防機関が迅速な災害対応を行う上で必要な情報（特に災害の状況、避難状況、消防用設備等の作動状況、自衛消防隊の活動状況、災害発生から消防隊現場到着時までの時系列情報等）を収集する方法を具体化しておく。

<活動要領例等>

(略)

【6 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-2-2] 通報連絡

(略)

●マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等盛り込む。

<記述内容の解説>

[3-1-4] 自衛消防組織の装備

○自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量 (削除) について記載する。

(略)

[3-2-1] 火災発見時の措置

○テナント単位で導入されているセキュリティシステムに関する対策として、機密情報を収納している室など、防災センター勤務者にも解錠方法を教えることができないような場所で火災が発生した場合には、最終的な手段としてセキュリティゲートを破壊して開錠することも想定されるが、このような場所で火災が発生した場合の入室手段（解錠方法の伝達、破壊による開錠の可否等）について明確化する。

[3-2-2] 通報連絡

○公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するかの訓練が有効である。

<記述内容の解説>

[3-1-2] 各班の任務

(略)

(新規)

<活動要領例等>

(略)

【6 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-2-2] 通報連絡

(略)

★マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等盛り込む。

<記述内容の解説>

[3-1-4] 自衛消防組織の装備

○自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量 を について記載する。

(略)

[3-2-1] 火災発見時の措置

(新規)

[3-2-2] 通報連絡

(新規)

<活動要領例等>

(略)

【7 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-3-2] 緊急地震速報の活用

●緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する（短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要）。

<記述内容の解説>

[3-3-1] 発生時の初期対応

(略)

○公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するかの訓練が有効である。

○大規模な防火対象物では、自衛消防活動として実施すべき事項が多岐にわたるが、災害の状況等により少ない人員体制で活動せざるを得ない場面を想定しておくことが有効である。

<活動要領例等>

(略)

【8 ページ～11 ページ】

(略)

【12 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-3-9] 避難誘導

(略)

●帰宅困難者の対応策を記載する。

<記述内容の解説>

(略)

<活動要領例等>

(略)

<活動要領例等>

(略)

【7 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-3-2] 緊急地震速報の活用

★緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する（短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要）。

<記述内容の解説>

[3-3-1] 発生時の初期対応

(略)

（新規）

（新規）

<活動要領例等>

(略)

【8 ページ～11 ページ】

(略)

【12 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-3-9] 避難誘導

(略)

★帰宅困難者の対応策を記載する。

<記述内容の解説>

(略)

<活動要領例等>

(略)

【13 ページ】

<具体的な記述のポイント>

(略)

<記述内容の解説>

[3-3-9] 避難誘導

(略)

● 帰宅困難者の対応策を記載する。

- ① 道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び在館者等に周知する方法を立てておく。
- ② 交通機関の混乱状況等を考慮した時差帰宅計画（今後の体制も考慮しながら）を作成する。
- ③ 事業所の帰宅困難な者のための生活必需品等を準備する。
- ④ 従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。

● 従業員と家族との安否確認手段を検討する。

(略)

<活動要領例等>

(略)

【14 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-3-10] 災害復旧等の活動との調整

● 当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する（判断プロセス（被災状況の把握、必要な対応に要する資源等の特定、転用する場合の意志決定方法等）や活動方針等）。

● 応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する（同上）。

● 応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。

● 従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。

● 被災後の建物の使用に係る方針（事業の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。

[3-4-1] 在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な災害への対応

(略)

● 具体的な事故等の態様が想定できる場合にはその他の応急活動について具体化できる範囲で記載する。

【13 ページ】

<具体的な記述のポイント>

(略)

<記述内容の解説>

[3-3-9] 避難誘導

(略)

★ 帰宅困難者の対応策を記載する。

- ① 道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び在館者等に周知する方法を立てておく。
- ② 交通機関の混乱状況等を考慮した時差帰宅計画（今後の体制も考慮しながら）を作成する。
- ③ 事業所の帰宅困難な者のための生活必需品等を準備する。
- ④ 従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。

★ 従業員と家族との安否確認手段を検討する。

(略)

<活動要領例等>

(略)

【14 ページ】

<具体的な記述のポイント>

[3-3-10] 災害復旧等の活動との調整

★ 当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する（判断プロセス（被災状況の把握、必要な対応に要する資源等の特定、転用する場合の意志決定方法等）や活動方針等）。

★ 応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する（同上）。

★ 応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。

★ 従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。

★ 被災後の建物の使用に係る方針（事業の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。

[3-4-1] 在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な災害への対応

(略)

★ 具体的な事故等の態様が想定できる場合にはその他の応急活動について具体化できる範囲で記載する。

<p><記述内容の解説> (略)</p> <p><活動要領例等> (略)</p> <p>【15 ページ、16 ページ】 (略)</p>	<p><記述内容の解説> (略)</p> <p><活動要領例等> (略)</p> <p>【15 ページ、16 ページ】 (略)</p>
---	---